

未利用国有地等を貸付け、地方公共団体の災害対策を支援する

【対策】33 国有財産を活用した地方公共団体支援(廃棄物仮置き場、避難場所の確保等)

対策概要: 地方公共団体が、台風等の襲来に備え、廃棄物仮置き場や避難場所の確保等を図る場合に、国有財産(未利用国有地や宿舍等)を無償で提供し、災害対策を支援する。

府省庁名: 財務省

【事例】台風に備えた国有財産の無償貸付

- 実施主体: 沖縄総合事務局
- 実施場所: 沖縄県宜野湾市
- 事業概要: 地方公共団体において、発災前の避難場所や廃棄物仮置き場の確保等といった、災害対策に係るニーズが生じている中、地方公共団体に国有財産の無償提供を行い、地方公共団体の災害対策を支援している。
- 事業費: ー
- 効果: 令和4年に発生した台風4号及び台風11号の接近に備え、沖縄県からの要請に基づき、高台に位置し浸水被害を受けにくい未利用国有地等を無償貸付した。これにより、宜野湾警察署が使用する資材及び車両の一時避難場所の確保に貢献した。

貸付を行った国有財産



貸付を行った財産の概要

- 土地: 3,944.76㎡
- 建物: 757.73㎡(建築面積)

交通裁判総合庁舎であった財産について、沖縄総合事務局において売却等に向けた手続きを進めていたところ、沖縄県からの要請を受けて貸付けたもの。

※本財産については、宜野湾市への売払いを決定し、契約締結に向け手続き中(令和5年12月時点)。